

人事委員会勧告等の概要について

教職員課

人事委員会勧告等の概要について

本年度の人事委員会勧告等（令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告）について、その概要は次のとおりです。

1 職員給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B) / B
366,007円	365,968円	39円	0.01%

(注) 「職員給与」は、民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<期末手当・勤勉手当（ボーナス）>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.31月	4.45月

2 本年の給与改定

(1) 月例給

公民較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、改定を行わない。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数（4.45月）と、民間の年間支給割合（4.31月）との均衡を図るため引下げ 4.45月分 → 4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)	2.40月
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)	1.90月
	計	2.225月	2.075月	4.30月
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	計	2.15月	2.15月	4.30月

(3) 改定による影響

平均年間給与（行政職） 本年度 約5.8万円減 *行政職平均年齢 43.7歳

(4) 改定の実施時期

条例の公布日